

### 学校感染症と出席停止

下記の感染症があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませてください。

なお、医師に治癒証明書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	感染症名	出席停止の期間	
第一種	エボラ出血熱 痘そう ペスト ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ	クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎	治癒するまで
	第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎	細菌性赤痢 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

### 治 癒 証 明 書

群馬県立伊勢崎商業高等学校長 様

年 組 番 氏名

感染症名 \_\_\_\_\_ 月 日 ~ 月 日まで出席停止

感染症の予防上支障がないことを認めますので、登校可能と認めます。

医療機関名：医師名

印